

告示

埼玉県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号

ロ 変更の概要

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 下段駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

中段駐車場 午前八時三十分から午後十時

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後） 下段駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

中段駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年四月一日

ニ 届出年月日

令和六年一月十一日

二 縦覧期間

令和六年一月二十三日から令和六年五月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月二十三日から令和六年五月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課